

Clarivate 規約

本規約は、お客様が当社のプラットフォーム又はウェブサイトからアクセスするか、若しくはお客様の注文書、作業明細書、その他の注文書類（総称して「**注文書**」といいます）に記載された Clarivate 製品及びサービスの使用に適用されます。「**当社**」及び「**Clarivate**」とは、注文書で規定する Clarivate の企業体をいいます。「**お客様**」とは、注文書で規定するお客様の企業体をいいます。

注文書、適用される参照文書（特定の製品及びサービス条件、オペレーションマテリアル等をいい、当社が適宜更新するものです）、及び本規約は、両当事者間の全ての合意事項を構成し（「**本合意**」といいます）、何らかの不正がある場合を除き、これに先立つ一切の協議又は表明に優先します。お客様が発注書等に組み込まうとするその他の契約条件は、たとえ当社が便宜上その文書に署名していたとしても除外されるものとし、お客様は、製品の使用をもって、本規約の条件を承諾したものとみなされます。

1. 当社製品及びサービス

(a) 注文書 お客様の注文書には、お客様が購入又はサブスクリプションの申込をする製品、サービス、納品物、データ（「**製品**」といいます）と、その数量、該当する制限事項、料金、その他の注文情報（製品に適用される参照文書を含みます）が記載されています。

(b) 知的財産 当社製品（その基盤となるデータモデル、データベース、又はデータセットを含みます）及び当社製品のコンフィギュレーションや改良に関する全ての所有権と権利は、当社と当社のライセンサーに帰属します（「**当社所有物**」といいます）。当社所有物は、当社の重要な知的財産、秘密情報及び営業秘密を構成するものであり、お客様は、本合意で明示的に許可されている範囲内でのみ、当社所有物を使用することができます。お客様は、当社所有物の不正利用を発見した場合、直ちに当社に通知しなければなりません。

(c) コンプライアンス 各当事者は、当社による当社製品の提供と、お客様による当社製品の使用に関連して、それぞれに適用される法律、規則、規制、輸出規制及び経済制裁（「**適用法**」といいます）に従うものとします。

(d) アップデート 当社製品は適宜変更されます。当社が当社製品に根本的な変更を加えたことにより、お客様による当社製品の使用が影響を受ける場合、お客様は、変更後 30 日以内に書面で通知することにより、変更された製品を解約することができます。

(e) パスワード 当社製品には、お客様によるアクセスがパスワードで保護されているものがあります。パスワードの共有は固く禁止されています。各当事者は、当社所有物の安全性を維持し、権限のない者がアクセスすることのないように、業界標準のコンピューター環境を維持するものとします。

(f) 使用情報 当社は、お客様による当社製品の使用に関する情報を収集することができます。当社はかかる情報を、ユーザーが関心を持つと思われる製品、サービス又は機能の推奨、当社製品の試験及び改善、並びに本合意に基づく当社の権利の保護及び行使など正当な業務上の理由のために使用できるものとし、当該目的のためにかかる情報を当社の第三者プロバイダーに提供することができます。

(g) フィードバック及び知見 お客様から当社製品、データ又はサービスに関する意見、推奨、提案、アイデア又はその他何らかのフィードバック（「**フィードバック**」といいます）の提供を受けた場合、当社は、お客様に対して義務を負うことなく、無制限にそのフィードバックを利用及び活用することができますが、お客様は、当社製品、データ又はサービスに関していかなる権利も得るものではありません。当社は、当社がプロフェッショナルサービスを含むいずれかの製品の提供にあたり開発した一般的な知識、スキル及び経験、並びにアイデア、コンセプト、プロセス、ノウハウ及び技術を自由に使用することができます。ただし、当社がお客様の秘密情報やその他の専有的情報を使用することはありません。

(h) 文書 お客様は、当社製品を社内業務目的で使用するにあたり、その製品に関わる当社文書の PDF コピーを印刷又はダウンロードすることが出来ます。ただし、その文書に含まれる全ての著作権又は知的財産権に関する表示を維持することを条件とします。

(j) **第三者プロバイダー** 当社製品には、第三者プロバイダーのデータ、ソフトウェア及びサービスが含まれる場合があります。一部の第三者プロバイダーは、お客様に追加条件を課すことを当社に義務付けており、これに該当する場合、お客様は、追加条件を遵守しなければなりません。第三者プロバイダーは自己の条件を適宜変更することがあり、また、新規の第三者プロバイダーが新たに追加される場合もあります。当社製品の使用に適用される最新の第三者条件は、以下の URL よりご参照ください。

<https://clarivate.com/terms-of-business>

2. お客様の義務

(a) **限定的なライセンス** お客様は、製品の使用にあたり、本規約第3条から第6条で規定されるライセンス及び注文書で参照され適用される製品及びサービス条件を遵守しなければなりません。お客様は、お客様のユーザーによる当社製品に関するすべての行為又は不作為について責任を負うものとし、またユーザーにこれらの規約を遵守させる責任を負うものとしします。

(b) **お客様コンテンツ** お客様が当社に提供し、又はお客様が当社製品と併せて使用するお客様の既存のコンテンツ、データ及び制作物（「**お客様コンテンツ**」といいます）の所有権は、お客様に帰属します。お客様は、当社がお客様に対して製品を提供する目的でお客様コンテンツを使用することを許諾するライセンス（必要に応じて、当社の下請業者に対するサブライセンスを含みます）を当社に付与するものとしします。お客様は、(i) お客様コンテンツが第三者の権利を侵害せず、適用法に違反しないようにしなければならず、(ii) お客様コンテンツに何らかのセンシティブデータが含まれる場合は、該当する法域及び適用される輸出規制法に基づく分類を、そのデータを送信する前に当社に通知し、また、そのことを明示しなければなりません。センシティブデータには、全ての該当法域の輸出規制リストや同種のリストに掲載されている情報、データ又はソースコード、武器、軍事・防衛、諜報若しくは法執行、宇宙航空技術や海底技術、暗号法、暗号化若しくはサイバーセキュリティツール、高度な若しくは最先端の物品やテクノロジー、又は健康若しくは安全が脅かされる可能性のある物品に関する情報、データ若しくはソースコードなどが該当します。当社は、お客様コンテンツをバックアップすることについてのあらゆる責任を放棄します。

(c) **一般的な義務** お客様は、(i) お客様の注文に関して最新の連絡先及び請求先情報を当社に伝えねばならず、(ii) 詳細、正確かつ完全な情報、仕様及び指示を適切なタイミングで提供し、(iii) 当社製品の提供を受けるにあたり必要がある場合は、お客様の機器、システム、ソフトウェア及びコンテンツの使用や改変を当社に許可できることを保証し、かつ (iv) 注文書に記載されているその他の義務を履行しなければならないものとしします。当社から合理的な要請を受けた場合、お客様は、お客様によるこれらの要件の不履行や履行遅滞の影響に対する同意について権限を有する担当者を手配しなければならず、またその結果生じる本合意の変更への同意を不当に保留したり遅延したりしてはならないものとしします。

(d) **第三者の技術** お客様は、当社から書面で明示的に承認を得た場合又は関連する製品及びサービス条件で明示的に許可されている場合に限り、当社製品を第三者の技術と統合することができるものとしします。当該第三者の技術について必要なライセンス（本合意及び当社製品のライセンスとは関係ありません）は、お客様がその入手、維持及び遵守の責任を負うものとしします。

(e) **不正技術** 本合意において、関連する当社製品についての明示的な許可がない限り、お客様は、(i) 悪意のあるソフトウェアを当社所有物やネットワークに取り込んではならず、(ii) いかなるコンピューターソフトウェアやハードウェアも当社製品やネットワーク上で実行又はインストールしてはならず、(iii) 当社製品からデータのダウンロードやスクレイピングを行ってはならず、(iv) 当社製品やその基盤となるデータのテキストマイニング、データマイニング又はインデックス作成を行ってはならず、(v) 第三者の技術、人工知能、アルゴリズム若しくはモデルと併せて当社製品やその基盤となるデータを使用してはならず、また (vi) 人工知能、アルゴリズム若しくはモデルの開発や学習のために当社製品やその基盤となるデータを使用してはなりません。

(f) **制限** 本合意において別途明示的に許可されていない限り、お客様は、社内業務の目的に限り製品を使用するものとし、(i) 当社所有物の全体若しくはその一部を単独で、又は他の製品、サービス、材料の一部として、販売、サブライセンス、配布、展示、保管、複製、修正、逆コンパイル若しくは逆アセンブル、変換、リバースエンジニアリング、ベンチマーク、フレーミング、ミラーリング、翻訳又は移転してはならず、(ii) 当社所有物を使用して、Clarivate 又はその第三者プロバイダーが提供する製品と競合する又

は代替となる派生物又は製品（ツール、アルゴリズム又はモデルを含みます）を作成してはならず、また (iii) 当社所有物について手段の如何を問わず第三者や権限のないユーザーに対してアクセス、使用若しくは利益享受をさせてはなりません。いかなる場合においても、両当事者間の合意で制限ができない法的権利の行使は排除されません。

(g) お客様の責任 お客様に法令又は規制違反がある場合、又は以下の事項に関連して当社又は第三者の権利侵害（不正使用を含みます）が発生した場合は、お客様が責任を負うものとします。(i) お客様コンテンツ又はお客様が当社に対して行った指示、(ii) 当社製品やその他の所有物をお客様が結合、改変したこと若しくは当社製品を他の制作物や素材をともに使用したこと、(iii) 当社がお客様に提供したアップデートをお客様がインストールしなかったこと、又は (iv) お客様が本合意に違反したこと。お客様はまた、お客様を通じて当社製品の利益を享受する第三者による請求に対しても責任を負うものとします。お客様が本規約第2条(e)又は同(f)に違反して当社製品を使用した場合、お客様は、当社の要請に応じて全ての侵害物を削除又は破棄しなければなりません。本項に規定される状況において当社が費用を負担したり損失を被った場合、お客様は、当該費用を当社に対して支払うものとします。

3. 情報サービス

(a) ライセンス お客様に許諾されたユーザーは、お客様の社内業務目的に限り、自身が使用するために合理的に必要な量のデータを閲覧、ダウンロード及び印刷することができます。当社は、「合理的な量」を、同一製品の他のユーザーの平均的な使用率とそのユーザーによる使用率を比較して判断します。

(b) 配布 ユーザーは、定期的にはではなく、必要に応じ臨時的に、当社データの限定的な抜粋を、付随的なサンプルとして、又は説明若しくはデモンストレーションを目的として、自身の通常の業務において作成した報告書又はその他の文書に含めて配布することが出来ます。当社は、それだけでは独立した商業的価値を持たず、かつ、当社、当社の関係会社又は第三者プロバイダーが提供するいかなるサービス（又は、当該サービスの本質的な部分）の代替としても使用することができない分量のデータを、「限定的な抜粋」と判断します。お客様は、(i) 権限を有するユーザー間で、(ii) お客様を調査する政府及び規制当局から求められた場合に当該政府及び規制当局に対して、並びに、(iii) お客様に法律や財務に関する助言を提供するために必要な範囲の当社データをお客様の代理人に対して配布することができます。ただし、配布先が Clarivate の競合ではないことを条件とします。

(c) 帰属 お客様は、これらの目的の合理的な必要性に応じ、出典として Clarivate を適切に表示することを条件として、お客様の業務において当社データを引用し抜粋することができます。

4. インストールされたソフトウェア

(a) ライセンス お客様は、当社ソフトウェア及び文書を、お客様の社内業務を目的としてインストールすることができます。注文書に別段の定めがない限り、ソフトウェアライセンスにはアップデート（バグ修正、パッチ、メンテナンスリリース）、アップグレード（新機能又は追加機能を含むリリース又はバージョン）又は API は含まれません。注文書には、お客様に許諾された設定、ユーザー、場所、特定の操作環境、その他の許諾事項及び制限事項が記載されています。お客様は、当社ソフトウェアをオブジェクトコードでのみ使用することができます。バックアップについてはお客様自身の責任であり、バックアップ目的に必要な場合に限り、当社ソフトウェアを複製することができます。

(b) 納品 当社は、ダウンロードを可能な状態にすることによってソフトウェアを納品します。お客様は最初にお客様のシステム管理者の情報を当社に提供する必要があります。また、当社ソフトウェアの入手又はインストールにつき確認を求められることがあります。

(c) 受領 注文書に別段の定めがない限り、お客様は、当社のソフトウェア及び文書をダウンロードすることによって、本合意に従ってそれを使用することを承諾したものとします。

5. Clarivate がホストするソフトウェア

(a) ライセンス お客様は、当社がホストするソフトウェアを、お客様の社内業務を目的として使用することができます。注文書には、お客様に許諾されたユーザー、場所、その他の許諾事項及び制限事項が記載されています。

(b) 納品 当社は、当社がホストするソフトウェアへのオンラインアクセスをお客様に提供することにより、当該ソフトウェアを納品するものとします。注文書に別段の定めがない限り、お客様は、当社がホストするソフトウェアにアクセスすることによって、本合意に従ってそれを使用することを承諾したものとします。

(c) コンテンツ お客様は、法令に従ってお客様コンテンツを使用、保存及び処理する許可を当社に与えるものとします。当社、当社の従業員及び当社の請負業者によるお客様コンテンツへのアクセス及び使用は、当社がホストするソフトウェアの納品に必要な範囲（トレーニング、調査補助、技術サポート、その他のサービスを含みます）に限定されます。当社は、適用法により求められた場合を除き（この場合、当社は、お客様に通知を行う合理的努力を行うものとします）、当社がホストするソフトウェアをサポートする以外の目的でお客様コンテンツを公開しないものとします。当社は、適用法によって義務付けられる場合やお客様コンテンツが本合意に違反している場合、お客様コンテンツを消去又は無効化できるものとします（この場合、当社は、かかる行為をお客様に通知するよう合理的努力を行うものとします）。お客様は、契約期間の終了前にお客様コンテンツをエクスポートすることができます。また、お客様がコンテンツをエクスポートできず、当社がコンテンツにアクセスできる場合は、当該サービスに関する注文書を締結することによって、お客様の費用負担で、当社はそのコンテンツの複製をお客様に提供することができます。

(d) セキュリティ 権限を有しない第三者がお客様コンテンツへアクセスしたことを当社が把握した場合、当社は、適用法に従ってお客様に報告し、確認されたセキュリティの脆弱性を是正する合理的努力を行うものとします。当社がホストするソフトウェアは、お客様コンテンツを保護するよう設計されていますが、お客様コンテンツのバックアップを維持する責任はお客様自身が負うものです。当社の違反によってお客様コンテンツが失われた場合又は損傷を受けた場合、当社は、お客様が使用できる最新のバックアップコピーから、当社がホストするソフトウェアにお客様コンテンツを復元させる支援を行うものとします。

6. プロフェッショナルサービス

(a) ライセンス 注文書に別段の定めがない限り、お客様は、以下の事項を条件として、注文書に記載されている納品物を所有するものとします。(i) 納品物に組み込まれている既存の製品、データ、コード、コンテンツ、技法、サービス、テンプレート、ツール又はその他の素材に関連及び付随するすべての知的財産権（「Clarivate IP」といいます）は当社に帰属し、お客様は、社内業務を目的として納品物を使用するために必要な範囲で Clarivate IP を使用するためのライセンスを付与されること。また (ii) 当社既存製品のコンフィギュレーションや変更版（キューレーションされたデータセットを含みますがそれに限定されるものではありません）が納品物に含まれている場合、その納品物に関連及び付随するすべての知的財産権は当社に帰属し、お客様は、本規約に基づいて関連製品を使用するために付与されるライセンスと同じ方法でライセンスを付与されるものとします。注文書に別段の定めがない限り、お客様は、納品を以て納品物が受諾されたものとみなされることに同意します。

(b) 変更 各当事者は、書面（eメールを含みます）により、プロフェッショナルサービスに対する変更を依頼することができます。ただし、両当事者がそれぞれ、変更の影響とそれに伴って必要となる本合意の変更が記載された正式な変更注文書に署名するまで、いかなる変更も効力を有さないものとします。いずれの当事者も、変更に対する同意を不当に保留してはなりません。

(c) アクセス 当社が関連サービスを提供するために必要な場合、お客様は、必要に応じて、お客様の敷地、設備、及びシステムへの合理的アクセスを当社社員に提供し、お客様の敷地における当社社員の健康及び安全を確保し、また、適格で経験のあるお客様社員が全面的に協力することを保証しなければなりません。当社は、当社社員が、お客様の敷地内において、事前に当社に通知されたセキュリティ、健康及び安全性、並びに秘密保持に関する要件を確実に遵守するための合理的な措置を講じるものとします。

7. API 及びデータフィード

当社が API 又はデータフィードを介して当社データをお客様の使用に供する場合、お客様が受領するデータには、情報サービスに関する規約（上記第 3 条）が適用されます。お客様は、かかるデータがお客様のファイアウォールで保護されるようにし、お客様の社内ユーザーのみが当該データにアクセスできるようにしなければなりません。当社がデータフィードを介してデータを納品する場合、お客様は、適時お客様のデータストアにデータを読み込み、それを維持する責任を負います。当社が API をお客様の使用に供する場合、お客様は、権限を有するユーザーが本合意に従い、お客様自身の技術システムと併せて当社製品を使用できるように、当社 API を使用することができます。ただし、Clarivate が承認した認定を常時表示しておくことを条件とします。当社の API キー及びデータフィードキーについては、(i) 方法の如何を問わず共有してはならず、(ii) 複数のインターフェースに用いてはならず、また (iii) Clarivate、当社の関係会社若しくは第三者プロバイダーにとって有害な製品若しくはサービスを作成するために使用してはなりません。当社が合理的な要求を行った場合、お客様はインターフェースシステムを実証しなければなりません。

8. 料金

(a) 支払及び税金 お客様は、注文書に別段の定めがない限り、請求書の日付から 30 日以内に、一切の控除なく、適用される税金とあわせて、当社料金及び合理的費用を支払わなければなりません。当該支払は、注文書に記載されている通貨で行われるものとします。当社は、支払遅延に対しては、月 1 パーセントの遅延利息又は最も高い法定利息（これらのいずれかであって低いほうの利息）、及び当社の合理的料金回収費用（弁護士費用を含みます）を課すことができます。当社の料金に税金は含まれず、税抜きで表示されています。お客様は、一切の控除や源泉徴収無しで、料金を支払うものとします。ただし、法律によりお客様に対して控除や源泉徴収が義務付けられる場合、お客様は、当社に対する支払額が、当該控除や源泉徴収が掛からない場合に当社が受領する金額と同じ額となるよう、追加料金を支払うものとします。請求書に関する異議は、15 日以内に通知しなければなりません。異議が通知された請求書は、当該異議が解決次第、支払われるものとします。

(b) 変更 当社は、お客様に少なくとも 60 日以上前に書面で通知を行うことで、当社製品の更新料金を変更することができ、かかる変更は各更新期間の開始日から有効となります。お客様の弁済能力が低下したと当社が判断した場合、当社は、サービスを継続して提供する前に、お客様が全部又は一部の料金を支払うよう、要求することができます。当社の銀行口座番号の変更を求める依頼を電子的に受け取った場合は、当社の財務部門にご連絡ください。

(c) 超過使用 お客様は、注文書に記載されている使用範囲を超過した場合、注文書の価格又は当社の最新の標準価格のいずれか高い方に基づいて、追加料金を支払わなければなりません。

(d) M&A 当該料金は、お客様の合併、買収、又は売却に関わらず、支払われるものとします。お客様の注文書に記載されたライセンスがエンタープライズライセンス又はサイトライセンスである場合、当社の料金は、注文書日付の時点におけるお客様の会社規模や従業員数に基づいて定められています。合併、買収又は売却によってお客様の会社規模や従業員数などが大幅に変化した場合、当社は当該料金を変更する権利を留保します。

9. プライバシー

各当事者はあらゆる場合において、個人データの使用に関する適用法（個人の権利及び国際間転送に関する法律を含みますが、これに限定されません）（以下「データプライバシー法」といいます）に従って個人データを収集、開示、保存、又はその他の方法で処理するものとします。各当事者は、本合意に基づく活動に関連してデータプライバシー法の違反の申し立てに伴う調査、請求、申立、訴訟、裁判、法的手続又は告訴に関わる調査及び救済について相互に支援するため、合理的な努力を行うものとします。各当事者は個人データを保護するため、適切な物理的、技術的及び組織的措置を維持するものとし、全ての第三者データ処理業者にこれを維持するよう求めるものとします。お客様は、サービスや製

品に含まれる個人データ（お客様が提供したデータ及び当社がお客様を代理して収集したデータを除きます）を使用して、eメールの一括送信、大量送信若しくは一斉送信、又は広告や販売促進資料の公開若しくは配布を行ってはならず、適用法で禁止された方法により当該データを使用してはなりません。お客様は、お客様によるデータプライバシー法の遵守（該当する場合、個人データを処理するための法的根拠を判断することを含みます）について自ら責任を負うことを認めるものとします。当社がお客様を代理し処理者として個人データを処理する場合、<https://clarivate.com/terms-of-business>にてアクセス可能である「データ処理に関する追加条件」が本合意に組み込まれるものとします。「データ管理者」、「個人データ」及び「処理」という用語は、適用されるデータプライバシー法又は「データ処理に関する追加条件」において定義される意味を有するものとします。

10. 秘密保持

各当事者は、(i) 他方当事者の秘密情報を保護するために業界標準の管理上の措置、物理的措置、及び技術的措置を取るものとし、(ii) 本合意の履行（当社による製品の提供を含みます）に関する目的でのみ他方当事者の秘密情報を使用するものとし、また、(iii) 適用法により求められる場合又は本合意の履行、管理若しくは執行のために必要な場合（当社が下請業者と当該秘密情報を共有する必要がある場合を含みます）を除き、他方当事者の秘密情報をいかなる者に対しても開示しないものとします。裁判所又は政府機関がいずれかの当事者に他方当事者の秘密情報を開示するよう命令する場合、当該命令を受けた当事者は、適切な保護命令その他の救済措置を受けられるよう、他方当事者に対し通知するものとします。ただし、そのような事前の通知を行うことが裁判所又は政府機関により禁止されている場合は除きます。各当事者の秘密情報には、秘密である旨の表示がある情報のほか、当社所有物（その開発方法や、その基盤となるモデルやデータベースなどを含みます）に関する情報や価格設定に関する情報など、一般的に秘密情報であると判断される情報を含みます（ただし、公知の情報、公知となった情報、秘密保持義務に違反することなく非秘密情報として入手した情報は含みません）。

11. 監査

(a) 監査権 当社又は当社の代理人は、少なくとも 10 営業日前の通知により、通常の営業時間中にお客様による本合意の遵守についての監査を行うことができます。ただし、お客様の違反があると考えられる合理的な理由がある場合又は第三者プロバイダーから当社へ要求がある場合を除いて、当社の監査は 12 か月に 1 回以下とします。

(b) 費用 監査によりお客様の本合意への違反が明らかになった際には、お客様は、(i) 不足料金、及び(ii)（お客様が支払った料金が 5 パーセントを超えて不足している場合、又は第三者プロバイダーが監査実施にかかる費用を当社に請求する場合）監査実施にかかる合理的費用を支払うものとします。

12. 保証及び責任の排除

(a) 保証の限定 当社は、(i) 商取引上合理的な技術及び注意をもって当社製品を提供すること、及び(ii) インストールされたソフトウェアが納品後 90 日間その文書に実質的に合致していることを保証します。当社製品の動作に中断が生じないこと、又はエラーが生じないことを当社は一切保証しません。適用法で認められる最大限の範囲において、当該保証は当社による排他的な保証であり、他の一切の保証、表明及び約束（性能、商品性、特定目的への適合性、正確性、完全性及び最新性についての保証、表明、及び約束を含みます）に置き換わるものです。

(b) ソフトウェア 当社がソフトウェアに関する有効な保証請求を合理的な期間内に是正できない場合、お客様は、当社に書面による通知を行うことにより、該当するソフトウェアのライセンスを解約することができます。当社は、さらなる責任を負うことなしに、該当する全ての料金を返金するものとします。

(c) プロフェッショナルサービス 納品から 30 日以内にお客様が当社に対して有効な保証請求を書面で行う場合、当社は当該プロフェッショナルサービスを是正するものとします。当社が有効な保証請求を合理的な期間内に是正できない場合、当社はさらなる責任を負うことなしに、不適合があったサービスに適用

される全ての料金を返金し、お客様に書面による通知を行うことで、関係するサービスを終了することができます。

(d) 助言の否定 当社は、お客様に対して当社製品へのアクセス及び使用を許可することで、何らかの助言（法律、財務又はその他についての助言）を提供しているものではありません。当社製品に関するお客様の解釈は、お客様自身が全面的に責任を負うものです。助言が必要な場合は、当社製品の解釈について法律又は財務の専門家に相談されることをお勧めします。お客様は、お客様（又はお客様を通じて製品にアクセスする全ての者）が当社製品に依拠して行った判断に起因する一切の訴訟又は損害について、当社が責任を負わないことを認めるものとします。当社は法律事務所又は専門的アドバイザーではなく、弁護士と依頼者の関係又はその他の専門的職業上の関係が生じるものではありません。

(e) リンクされたコンテンツ 当社は、当社製品内のリンクを通じてアクセス可能な第三者のコンテンツについては、一切の責任を負いません。

13. 責任

(a) 無限責任 いずれの当事者も、(i) 不正行為、(ii) 過失による死亡や人身傷害、(iii) 支払、払戻又は補償に関する請求、又は (iv) 適用法で責任の免除や制限が容認されていない重過失を含むその他の責任について、免除又は制限されず、本合意のいかなる内容もそうした免除や制限を行うと解釈されないものとします。

(b) 損失の除外 いずれの当事者も、(i) 逸失利益、ビジネスの機会損失、収益の逸失、予測される費用削減、データの損失、営業権の損失、又は (ii) 特別損害、付随的損害、懲罰的損害、間接的損失、派生的損失、或いは予測される費用削減について責任を負いません。

(c) 制限事項 制定法上の義務の違反、不法行為、過失を含め、本合意に起因又は関連して生じたすべての請求（総称して「請求」といいます）について、各当事者（及び Clarivate の第三者プロバイダー）が負う責任の合計は、実際に発生した直接的損害の金額を超えず、該当する請求の対象製品に関する直近 12 か月間の金額（又は、本合意の最初の 12 か月以内に請求が生じた場合は、最初の 12 か月間で支払われるべき金額）を上限とします。

(d) 請求 お客様は、請求の譲渡又は移転を行うことができず、請求を提起する場合は、その発生から 12 か月以内に行わなければなりません。

(e) 責任の否定 当社は、以下の事項が原因で、当社製品に不具合や履行遅延が生じた場合は責任を負わないものとします。(i) お客様や第三者のテクノロジー又はネットワークに不具合の原因がある場合、(ii) 使用説明書に従わなかった場合や推奨される技術的な最小要件を満たしていない場合など、お客様による作為又は不作為がある場合（製品の適切な使用を除く）、(iii) お客様による当社製品の変更、(vi) お客様による適切かつ十分なウイルス又はマルウェア対策の導入や維持、又は適切かつ十分なバックアップ及び復元システムの導入や維持がなされていないこと、(v) 当社がお客様に提供したアップデートをお客様がインストールしていないこと、又は (vi) その他当社の責に帰さない事由により、当社製品に不具合や履行遅滞が生じた場合。上記のいずれかの事由によって当社製品に不具合が生じたことが明らかになった場合、当社は、不具合の調査に要した費用をその時点の料金でお客様に請求する権利を留保します。お客様から依頼を受けた場合、当社は、両当事者で合意する料金で、不具合の解決をサポートします。

(f) 第三者の知的財産 当社の提供する製品が第三者の知的財産権を侵害している旨の申し立てをお客様がその第三者から提起された場合であって、お客様による当社製品の使用が本合意の条件に準拠している場合、当社は、その請求からお客様を防御し、裁判所がお客様に対して最終的に命じた賠償額又は当社が承認した和解に含まれる賠償額を支払うものとします。ただしその場合、お客様は、(i) 当該請求について速やかに書面で当社に通知し、(ii) 当社が合理的に要求する情報を提供し、かつ、(iii) 防御及び和解内容について当社がそれを承認することを条件とします。当社は、当社が提供したものではない要素に起因する請求について、責任を負いません。当社のいずれかの第三者プロバイダーのデータ、ソフトウェア又はその他の制作物のみ起因して生じた当社の責任は、当社がかかる第三者プロバイダーから回収した金額を、お客様を含む全ての顧客から受けた請求数で割った金額に限定されます。

(g) 軽減 各当事者は、本合意に基づき発生し、払戻や補償など他方当事者から回収を試みる損失、債務、請求又はその他の費用について、制限又は軽減を行うための合理的な措置を講じるものとします。

(h) 衡平法上の救済 各当事者は、他方当事者の知的財産、秘密情報又は企業秘密の不正利用に対する救済措置として損害賠償では不十分な可能性があることを理解し、いずれの当事者も、本合意の違反に対する救済措置として衡平法上の救済（特定履行や差止めによる救済など）を求めることができます。

14. 期間、終了

(a) 期間 製品の期間及び更新期間は、注文書に記載されています。いずれかの当事者が注文書に記載された製品の全部又は一部の更新を希望しない場合、当該当事者は、現期間が終了する 30 日以上前に、書面で他方当事者に通知しなければなりません。

(b) 停止 当社は、以下に該当する場合には、通知により当社製品とその他の所有物の使用を停止又は制限したり、本合意を解約したりすることができます。(i) 第三者プロバイダー、適用法、裁判所又は規制当局による要求があった場合、(ii) お客様が支払不能の状態に陥った場合や当社の競合他社と提携した場合、又はそのような可能性があるとは合理的に判断される場合、又は (iii) セキュリティの侵害、本合意に基づくお客様の義務（支払義務を含む）の違反、又は第三者の権利侵害や適用法の違反が生じた場合、又はそのような可能性があるとは合理的に判断される場合。当社は、かかる停止又は制限を行う事由と、該当する場合は、お客様が製品を再使用するために実施しなければならない措置を明記した通知を行います。お客様が 30 日以内にかかる措置を講じなかった場合、又は是正することができなかった場合は、当社は本合意を解約することができます。お客様の作為又は不作為に起因する停止や制限が行われている期間中の料金は全額支払われるものとします。

(c) 解約 当社は、90 日前に書面で通知することにより、提供が停止される製品に関連して本合意の全部又は一部を解約することができます。いずれの当事者も、他方当事者が重大な違反を犯し、是正を求める催告から 30 日以内にかかる重大な違反が是正されない場合（是正が可能な場合）、書面による通知をもって直ちに本合意を解約することができます。当社がお客様の違反又は支払不能を理由として解約する場合を除き、本合意に基づいて解約された場合は、支払済みの料金は按分して払い戻されます。

(d) 終了の効果 別段の合意がなされている場合を除き、本合意の終了をもってお客様の使用に関する権利は直ちに終了し、お客様は、当社所有物を削除又は廃棄し、依頼に応じて、かかる削除又は廃棄を書面で証明しなければなりません。本合意が終了しても、(i) 終了日までに生じたお客様の当社に対する支払義務は免除されず、(ii) 有効なその他の権利や義務には影響を与えず、また (iii) その性質上権利義務が継続すべき場合には、当該権利義務は終了しないものとします。

15. 不可抗力

支払義務を除き、いずれの当事者も、（これらに限定されるものではありませんが）天災、政府の行為、戦争その他の対立、市民による暴動、気候条件、火災、爆発、停電、設備故障、労使紛争や労働争議、必要物資の入手不可、及びこれらと同類のものなど、自らが合理的に制御できない事由によって不履行や履行遅滞が生じた場合、免責されるものとします。

16. 第三者の権利

当社の関係会社及び第三者プロバイダーは、本合意に基づく当社の権利及び救済の利益を受けます。その他のいかなる第三者も、本合意に基づく権利又は救済を受けることはできません。

17. 一般条項

(a) 譲渡 お客様は、当社から事前に書面で同意を得ることなく、本合意を他者に譲渡又は移転することはできません。当社は、自己の事業再編の一部として本合意の全部又は一部を譲渡又は移転する場合、書面によりお客様に通知します。ただし、製品に悪影響が生じないことを条件とします。

- (b) マーケティング** 当社は、お客様を取引先として言及し、マーケティング資料、顧客リスト、プレゼンテーション資料、及びその他の関連資料において、お客様の商号、商標、サービスマーク、ロゴ、ドメイン名、及びその他のブランドに関連する特徴的要素を使用することができます。
- (c) 改訂** 当社は、本合意を随時改訂することができ、かかる変更は更新時に有効になります。
- (d) 執行可能性** 本合意は、修正により本合意が根本的に変更される場合を除き、いかなる場合も、効力を生じるために必要な最低限の範囲で修正されるものとします。
- (e) 勧誘の禁止** Clarivate は独立した契約者です。お客様は、当社との契約期間中及びその終了後 12 か月の間、直接間接を問わず、Clarivate の一切の人員を雇用や雇用契約を行ったり、雇用や雇用契約の勧誘を行ったりしてはなりません。ただし、特定の人員を明確に対象としない一般的な広告や採用活動から生じる雇用については、妨げられません。
- (f) 履行** 当社は、世界中のいずれかの事業所から、又は当社との関係会社や第三者を通じて、当社の義務の全部又は一部を履行することができます。かかる関係会社や第三者は秘密保持義務を負っており、当社はこれらの履行について責任を負うものです。
- (g) 見出し及び要約** 見出し及び要約は、本合意の解釈に影響を与えないものとします。
- (h) 権利放棄** いずれの当事者も、権利や救済の行使を遅延し、又は行使しなかったとしても、その権利や救済を放棄したとはみなされません。
- (i) 準拠法及び裁判管轄** 各当事者は、本合意（その成立を含む）に起因又は関連して生じる請求について、注文書に記載されている排他的な準拠法に準拠し、排他的な管轄裁判所に服することに同意します。
- (j) 優先性** 本合意において矛盾が生じた場合、注文書、参照文書（特定の製品及びサービス条件を含みます）、本規約の残りの条項の順に優先します。
- (k) 通知** Clarivate への通知は、contract.admin@clarivate.com 宛に送信してください。お客様への通知は、注文書に記載されたお客様の法人及び住所宛てに送られます。各当事者は、事前に書面で他方当事者に通知することにより、自らの通知先に関する情報を更新することができます。

最終更新：2021 年 5 月